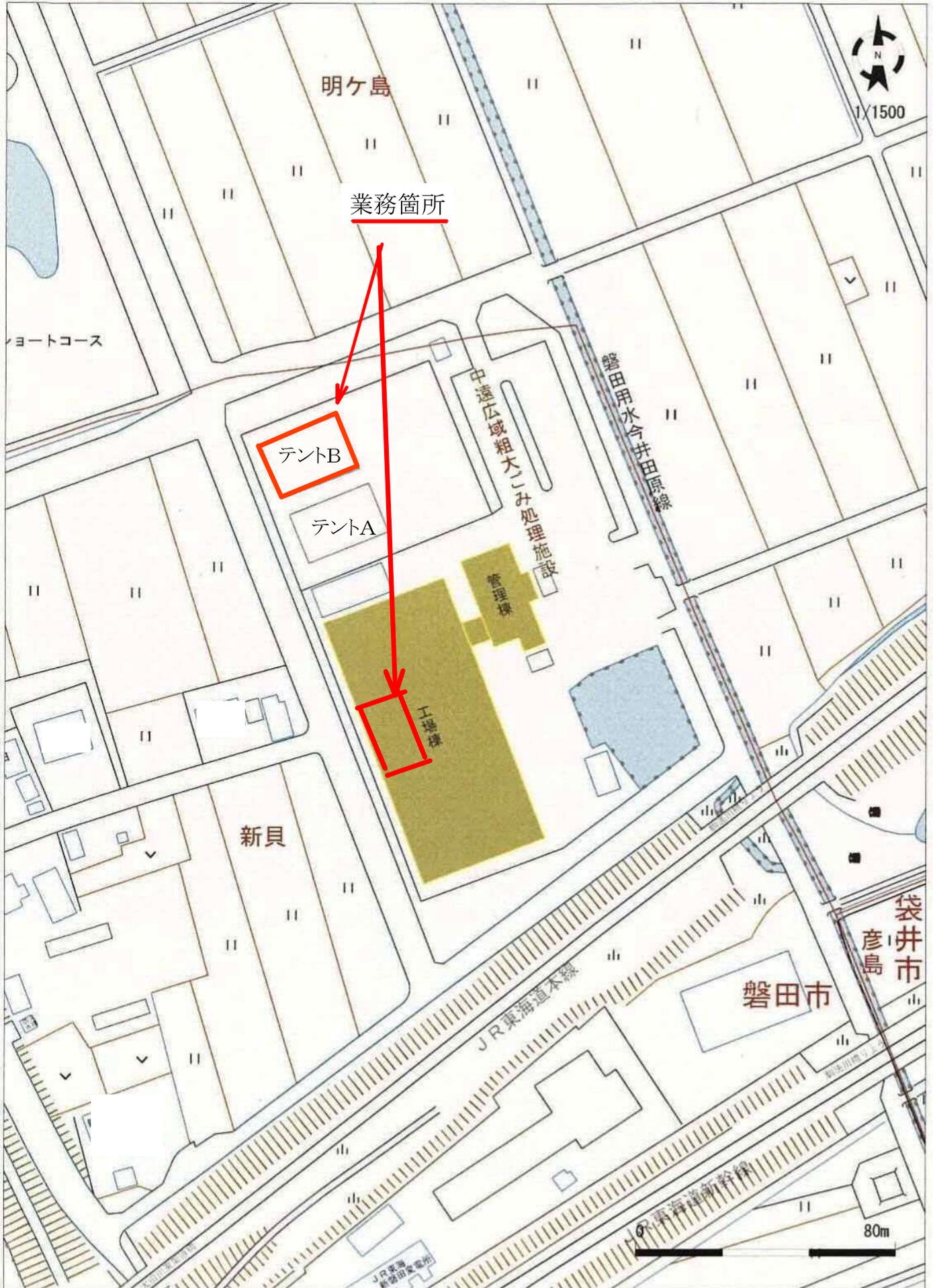


位置図



令和8年度 上半期(4月～9月) 使用済小型電子機器等の売払い業務仕様書

中遠広域事務組合(以下「委託者」という。)が運営する中遠広域粗大ごみ処理施設から生じる使用済小型電子機器等の売払いに係わる業務仕様は、次のとおりとする。

1 業務の名称

令和8年度 上半期(4月～9月) 使用済小型電子機器等の売払い業務

2 売払い対象品目

家庭から排出される使用済み小型電子機器等(別紙参照)

- ① 携帯電話端末等の無線通信器具
- ② PC(タブレット端末を含む。)
- ③ 高品位品
- ④ 低品位品
- ⑤ 雑品

3 業務の期間及び内容

業務の期間 令和8年4月1日から令和8年9月30日まで

※ 期間内に搬出を完了したものだけを対象とする。

業務の内容 業務の期間に委託者から依頼した中遠広域粗大ごみ処理施設より生じる使用済小型電子機器等の売払い及び収集運搬

4 小型電子機器等の収集場所

所在地 〒438-0025 静岡県磐田市新貝59番地1

施設名称 中遠広域粗大ごみ処理施設(以下「施設」という。)

5 業務の依頼方法

施設から受託される者(以下「受託者」という。)へは、電話又はFAX等により収集日時などを連絡する。

6 受託者が用意するもの等

携帯電話端末等の無線通信器具、PC(タブレット端末を含む。)、高品位品及び雑品(キーボード等)を入れるフレコンバッグ

※フレコンバッグの個数・大きさ・種類については、契約時に協議をする。

低品位品を入れるフックロール車コンテナ又は鉄製コンテナ(施設でどちらを使用するかを決める。契約日から1週間以内に空のコンテナを施設へ搬入する。)

※フックロール車コンテナを使用する場合

規格は、8㎡～15㎡相当サイズまでで、コンテナの高さ約1.5mまでとする。

8㎡サイズ相当(内寸：縦1.9m×横3.53m×高さ1.2m相当)で搬出を仮定すると、

半年間で 58 台分の低品位品を想定しており、3 日に 1 回の間隔で施設から搬出する予定である。また、コンテナの台数等については、契約時に協議をする。

※鉄製コンテナを使用する場合

2 m³サイズ相当(内寸：縦 1.35m×横 1.83m×高さ 0.92m相当)で搬出を仮定すると、半年間で 203 台分の低品位品を想定しており、1 台のトラックにコンテナ 4 台を積載し、4 日に 1 回の間隔で施設から搬出する予定である。また、コンテナの台数等については、契約時に協議をする。

※受託者は、雑品(小型充電式電池内蔵の小型電化製品)搬出用に貸し出したドラム缶を、次回搬出時に返却する。

7 積込方法等

受託者は、施設内の指定場所にコンテナ、フレコンバック等を設置し、積込等は受託者が行う。また、これに係る一切の費用については、受託者の負担とする。

8 搬出時間等

委託者の営業時間内で施設の都合に合わせて行うこととする。

9 受託者の責任

次の各号については、受託者の責任において適切に対応するものとし、委託者は一切の責任を負わないものとする。

- (1) コンテナの積降ろし、車上のかきならし等、物品の積込みに係る作業
- (2) 機器の操作ミスによる故障又は損傷
- (3) 物品の受領後に生じた事故
- (4) 発生する残渣の処分

10 その他

- (1) 業務を遂行するにあたっては、係員の指示に従うこと。
- (2) コンテナ等の車両への積込みは、受託者が行うものとし、計量は品目ごとにする。
- (3) 業者選定日から業務期間終了までは、原則単価の変更は認めない。
※業者選定日とは、小型電子機器等の売払い見積書を提出した日とする。
- (4) 使用済小型電子機器等引取り後において品質不良等があることを発見しても、委託者に対して異議申立て、売却代金の減額、その他の請求をすることができないものとする。
- (5) 使用済小型電子機器等の引渡しの種類は、原則「携帯電話端末等の無線通信器具」、「PC(ディスプレイ、ノートタイプ、タブレット端末を含む。）」、「高品位品」、「低品位品」、「雑品」の 5 種類とする。
- (6) 搬出する時期は、対象品目が滞り無く搬出されるよう、委託者、受託者が協議のうえ定めるものとする。
- (7) 事務にあっては、次のとおり行うものとする。

- ① 毎月末日を締日とし、締日から原則 14 日以内に月間の売買数量等を報告する。
 - ② 相互の売買数量の一致をもって、仕切書(使用済小型電子機器等の売買数量、単価、合計金額を記載)を作成し委託者へ送付する。
 - ③ 委託者は、月毎、受託者が引取りした売却品の数量に契約単価を乗じ得た合計金額から、コンテナで搬出する費用(低品位品のみ)を引いた金額を記載した請求書及び納入通知書を受託者に発行するものとする。また、受託者は、委託者の発行する請求書を納期限までに支払うものとする。この場合の振込に要する手数料は、受託者の負担とする。
 - ④ 原則、毎月 1 回、売払い収入を納入する。納入時期の変更がある場合には、委託者、受託者が協議のうえ定めるものとする。
- (8) 本仕様書に疑義を生じた場合には、委託者、受託者が協議のうえ定めるものとする。
- (9) 本仕様書に明示されていない事項について必要がある場合には、委託者、受託者が協議のうえ定めるものとする。

売払い対象品目詳細

No.	売払い対象品目	詳細
1	携帯電話端末等の無線通信器具	携帯電話端末、PHS、その他の無線通信器具
2	PC (タブレット端末を含む。)	ノートタイプPC、タブレット端末。なお、デスクトップPCについては、ディスプレイ(液晶・ブラウン管)を含むものとし、それ以外のキーボードやマウス等の周辺機器は含めない。
3	高品位品	デジタルカメラ、ビデオカメラ、DVDレコーダー、その他の映像用機械器具・デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具、磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶装置(ICレコーダーを含む。)、電子書籍端末、ゲーム機等 ※委託者と受託者によって多少の認識の違いがあるため、具体的な品目については、契約時に協議し決定する。
4	低品位品	<p>特定対象品目：電話機、ファクシミリ、ラジオ、フィルムカメラ、ビデオ、電卓、電子血圧計、電子体温計、ヘアドライヤー、アイロン、電気カミソリ、電気バリカン、電動歯ブラシ、懐中時計、時計、ステレオ、VICS、ETCユニット等 ※委託者と受託者によって多少の認識の違いがあるため、具体的な品目については、契約時に協議し決定する。</p> <p>制度対象品目：電動ミシン、電動グラインダー、ドリル、芝刈機、ヘルスマーター、電動式吸入器、ジャー炊飯器、電子レンジ、扇風機、電気除湿器、電気アイロン、電位掃除機、電気コタツ、電気ストーブ、電気マッサージ器(リクライニング式マッサージチェアを含む。)、ランニングマシン、蛍光灯器具、電子・電気楽器、電子ピアノ、エレクトーン、プリンター、石油ファンヒーター(電源コード有)等 ※委託者と受託者によって多少の認識の違いがあるため、具体的な品目については、契約時に協議し決定する。</p>
5	雑品	小型充電式電池内蔵の小型電化製品、キーボード、マウス、スキャナー等 ※委託者と受託者によって多少の認識の違いがあるため、具体的な品目については、契約時に協議し決定する。